所得税
確定申告と納税をお忘れなく

昭和五十三年分の所得税の確定申告と納税は三月十五日までとなっています。お忘れなく申告を。

◎村内の納税相談日

先にチラシで各世帯に通知してありますが二月十九日から三月十五日まで行なわれます。すでに申告の終った部落もありますが、まだ終ってない部落については指定の会場でお忘れなく。

◎営業者や特殊な所得のある人の納税相談日

巻税務署から直接通知があったと思いますが日程、会場については次の通りです。お忘れなく。

一、期日は、
三月五・六・七日
一、時間は、
午前九時～午後五時
一、会場は、
巻税務署

◎確定申告をしなければならない人が申告をしなかったり、誤った申告をすると後で不足の税金を納めるだけでなく加算税等も納めなければならないことになります、よく確かめて正しい申告を。

◎所得税の確定申告をした人は事業税と住民税の申告をしなくてよいことになっています。

課税台帳の縦覧延期に 〝固定資産税〟

地方税法が改正され三月末に国会で議決になります。

したがって課税台帳の縦覧は四月に、納税は五月末にそれぞれ延期されます。

縦覧の日程等については四月号でお知らせします。

数々の善意ありがとうございます

社会福祉のために

◎石瀬渡辺喜五郎さんから母モトさん（一月二十日没）のご冥福を祈られて金二十万円のご寄附を下さいました。

◎岩室佐藤賢之輔さんから妻フミさん（一月二十四日没）のご冥福を祈られて金十万円のご寄附を下さいました。

◎間瀬七区海雲寺住職高山卓爾さんから寒念仏の御浄財金八千円のご寄附を下さいました。

◎岩室松岳寺住職上村大心さんから寒念仏の御浄財金八千円のご寄附を下さいました。

これらのご浄財は、ご趣旨に従って、社会福祉のために活用させていただきます。

学校教育振興のために

◎草野信夫さんから、父信三郎さん（十一月二十三日没）のご冥福を祈られて学校教育振興のために役立ててほしいと、金二十万円の御寄附を頂戴しました。

◎岩室の佐藤悦夫さんから母、フミさん（一月二十四日没）のご冥福を祈られて岩室中学校教育振興のために役立ててほしいと、金十万円の御寄附を頂戴いたしました。

◎巻町の小林ハナさんから夫、弘さん（一月十七日没元和納小学校教諭）のご冥福を祈られて和納小学校教育振興のために役立ててほしいと、金十万円の御寄附を頂戴いたしました。

区長さん紹介

区長さんは，部落自治行政の責任者として，また村の嘱託員としてもご協力いただいております。

今年の区長さんが次の通り決まりましたので紹介します。

部落名	氏名	
金池	吉井　幸司	2－2437
石瀬	棚橋　清治	2－2442
岩室	岡崎　信雄	2－2042
樋曽	田中　七夫	2－2267
栄	草野　万一	2－2785
橋本	五十嵐　政蔵	2－2551
久保田	有坂　正家	2－2411
猿ヶ瀬	小林　戸七	2－2740
南谷内	佐竹　多三郎	2－2732
北野	八木　主英	2－3457
夏井	遠藤　元旦	2－2871
西中	本間　一良	2－3515
潟上	斎藤　定雄	2－2886
白鳥	堀越　徳治	2－2571
西長島	団原　久文	2－2582
横曽根	堀井　春夫	2－2810
西船越	小林　盛夫	2－3429
新谷	小川　弘	2－2597
油島	阿部　清	2－3413
高畑	岡島　一郎	巻2－4082
岩室地区区長代表	草野　万一	
和納地区　〃	伊藤　伝栄	
間瀬地区　〃	辰島　嘉一	
間瀬　第1区	石塚　次郎	2－5317
間瀬　第2区	宝賀　越亥	5－2007
間瀬　第3区	鳳気至　道雄	5－2401
間瀬　第4区	中島　仲吉	2－5289
間瀬　第5区	辰島　嘉一	5－2506
間瀬　第6区	鈴木　哲夫	5－2018
間瀬　第7区	波音　正太郎	5－2517
和納　第1区	早川　喜五郎	2－3548
和納　第2区	鷲沢　藤松	2－3295
和納　第3区	大越　要一	2－3045
和納　第4区	伊藤　伝栄	2－2189
和納　第5区	竹内　良平	2－3899
和納　第6区	池上　源蔵	2－2670
和納　第7区	竹内　一義	2－3062
和納　第8区	加藤　弥吉	2－3640
和納　第9区	長谷川　政雄	2－3191
和納　第10区	光井　五三郎	2－3902
和納　第11区	中原　寿岳	2－4261
和納　第12区	堀川　善松	2－2395
原	大岩　市蔵	2－2716
津雲田	長谷川　敏雄	2－2686
富岡	永塚　藤一郎	2－3566
高橋	鶴巻　久一	2－2649
合計		43名

ピンクからイエローに保険証が変わります

国民健康保険の保険証が４月１日から切り替えられます。

今迄のピンク色の保険証は，３月31日限りで使えなくなり，これに変って４月１日からは，イエローの保険証となります。

新らしいイエローの保険証は30日頃，区長さんを通じて配布する予定ですがその際，今迄の保険証を回収いたしますので，所在を確めておいて下さい。

尚，世帯員について変更がありましたら，住民福祉課（国保係）へお知らせ下さい。

心身障害者扶養共済制度 加入対象者(保護者)のご案内

この制度は障害者（３級以上）を持つ保護者（加入者）45才までの人が対象になる制度です。

加入者が死亡し，または廃疾になったときは，その月から障害者に毎月２万円の年金が支給されます。

また，不幸にして加入者よりも，先に障害者が死亡したときは，弔慰金として２万円が支給されます。ただし，加入期間が11ヶ月に満たないときは支給されません。

掛金（月額）

加入者の年令		
	35才未満	1,000円
	35才～45才未満	1,300円
	45才以上	1,500円

くわしくは役場住民福祉課にお聞き下さい。

戸籍シリーズ 37
戸籍の筆頭者

昭和五十一年六月十五日民法の一部改正が行われ離婚の際に称していた氏を称する取扱いが認められました。その理由としてあげられていることは、法律上男女平等であっても婚姻のおよそ九十六パーセントが夫の氏の婚姻であって、いざ離婚となるとそのときまで社会的に使用してきた氏を法律上強制的に変えられることになり、男女の実質的平等に反するばかりでなく社会的活動に不都合なこともあり、就学児童を有する夫婦が離婚した場合、母親と子供との氏が異なると子供の成長等にも不都合があるとのこともある。このような理由から改正されたといわれます。

戸籍の筆頭者については新法施行後は一般に当該戸籍を本籍とともに、特定するための単なる索引的機能しかなく、婚姻の際の氏選定により戸籍の記載順序が規定されていることから、新法施行後婚姻する場合は何ら問題の生じない事項とされています。

しかし、現在なお国民感情としては戸籍の筆頭に記載された者は、あたかも戦前の戸主のように特別権威のある者と認識し、これにこだわる向きも多くあるように思います。これらの者は筆頭者が妻では旧法中の婿養子のようで体裁が悪いとし、また、婚姻の際、妻の氏を選定しても筆頭者は夫と記載されるものと思っていたのです。

現行戸籍は、夫婦及びこれと氏を同じくする子を単位として編製することを原則としている（戸六条）ため夫婦である以上その氏は同一であり、夫婦が別戸籍となることはありません。民法の規定によれば夫婦は婚姻により必ず同一の氏を称することになっており、その氏は婚姻の際、当事者の協議により定められ婚姻届にその旨の記載をしなければなりません。したがって、夫婦がそれぞれ従前の氏を称し、また、当事者以外の別の氏を選定することはできません。氏の呼称が同一であっても、いずれの氏とするかの決定がなければ、このままでは戸籍を編製することはできないことになります。つまり法律の予定した氏は夫又は妻の氏であり、協議によって選定された氏は婚姻が継続する限り、夫婦共通の氏として維持されなければなりません。そうして夫婦の氏が定まりますと、夫婦を戸籍編製基準と定めている（戸六条）ことから夫又は妻いずれの氏と定めるかにより戸籍に記載する順序は異なることになりますが、妻の氏を称して婚姻した場合、自己の氏を選定した妻は従前の氏をそのまま承継し戸籍の筆頭者として記載され、夫は配偶者として次に記載されることになります。

国民年金
保険料の前納取扱い

四月より来年三月までの一年分について、前納取扱をしたいと思います。

昭和五十三年度、前納した方で今回不都合の人、または前納したい人がありましたら、お申出ください。

参考

定額保険料　三八、六四〇円
付加保険料　四、六八〇円

暮らしの健康
(脳卒中は減らせる！)

日本人の四人に一人の死因になっている脳卒中。後遺症として片マヒやねたきりとなっている人が、その数倍もいる現状。

加齢にともない人間何かで死ななければならないが天寿をほんとうに全うできる人は、わずかである。

文明国と言われる日本だけに多い脳卒中――。

四回にわたり脳卒中予防について考えてきました。

一、高血圧対策が決め手であること。塩減らしによる降圧効果。
二、たんぱく質食品を十分とって脳卒中予防。
三、動脈硬化に注意し、すすめない生活を。
四、血栓傾向にも注意。

これらに注意することによって、脳卒中のかなりの数を減らせることが可能と言われています。

脳卒中を防ぐために(5)

高血圧管理と食事を中心とした生活環境改善が、脳卒中を防ぐ決め手（当面の）となってくるようです。

（気長に守る生活10ヵ条）

①塩分をとりすぎない。
②米飯や糖分のとり過ぎに注意し、太りすぎない。
③野菜、果物、海草類、乳製品や大豆類も適当に。
④便通をよくする。
⑤過労を避ける。
⑥急に寒い思いをしない。
⑦熱いふろや長湯は避ける。
⑧心配、怒りは禁物。
⑨酒、たばこは控え、湯茶も飲み過ぎない。
⑩高血圧とわかったら、早目に受診、定期診察を。

ごく常識的な健康生活のための10カ条ですが、高血圧、脳卒中予防へとつづくたいせつなものなのです。

気長に、家族そろって、赤ちゃんのときから、より健康な生活を続けるための努力が必要なようです。

（文責・保健婦）